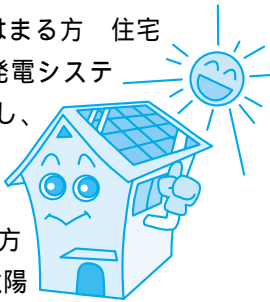


## 新エネルギー機器 導入促進奨励金制度

地球温暖化の防止対策、エネルギーの有効利用を進めるため、新エネルギー機器を導入する方に奨励金を交付します。

対象 市内在住の市税を滞納していない方で、次の～のいずれかに当てはまる方

住宅用太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約を締結した方



住宅用太陽熱利用システムを購入した方  
住宅用太陽熱温水器を購入した方  
住宅用風力発電機を購入した方  
新車でクリーンエネルギー自動車を非営利目的で購入した方  
ヒートポンプ型給湯器（エコキュート）を購入した方  
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を購入した方  
ガスエンジン給湯器（エコウィル）を購入した方

以外は、自らが居住する市内の住宅に設置した場合に限ります。

奨励金限度額 太陽を利用した機器～…購入額の2分の1以内で30,000円  
その他の機器～…購入額の2分の1以内で20,000円

申請方法 市役所2階環境政策課環境企画係にある申請書に必要事項を記入して、申請してください。

持ち物 設置の状況写真や領収書の写しなど（対象の機器により異なります。詳しくは申請書をご覧ください）、認め印、振込口座が分かるもの

申請書は、市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）からダウンロードできます。

☎環境政策課環境企画係

☎44-3135

## 耐震工事などの費用を補助します

< 専門家が無料耐震診断を行います >

市役所2階防災課防災係や支所2階市民サービス課総務係にある「わが家の耐震診断申込表」を提出してください（電話での相談も随時受け付けています）。

事業の区分	区域	内 容
耐震診断	市内全域	昭和56年5月以前に建てた木造住宅（軸組工法）を無料で専門家が診断します。

< 耐震工事などの費用を補助します >

地震による住宅やブロック塀などの倒壊、転倒などを防ぐため、市では、住宅の耐震診断・木造住宅の補強計画・耐震補強工事の費用やブロック塀を撤去する場合の工事費用の一部を補助します（事業を行う前に申請が必要です）。自治会公会堂の耐震診断も補助の対象となります。

事業の区分	経費	区域	補 助 額
精密耐震診断 耐震補強計画 (注1)	委託費	市内全域	木造で図面がある場合、事業の経費と基準額144,000円を比べて少ない金額（建物の構造や図面の有無によって額が違います）
耐震補強工事 (注2)	工事費	市内全域	1敷地60万円まで 高齢者のみの世帯・障害がある方がいる世帯などは、80万円まで
ブロック塀の撤去	工事費	市内全域	事業の経費と基準額（ブロック塀の長さ×8,900円）を比べて少ない金額の2分の1以内で、1敷地20万円まで
ブロック塀の改善	工事費 設計費	緊急輸送路沿いなど	事業の経費と基準額（ブロック塀の長さ×38,400円）を比べて少ない金額の2分の1以内で、1敷地25万円まで

(注1)昭和56年5月以前に建てた建物が対象です（補強計画は木造住宅のみ）。

(注2)耐震補強工事は、補強計画に基づいた耐震診断の総合評点が1.0未満の木造住宅を0.3ポイント以上アップして、1.0以上にする工事が対象です。

申込方法 事前に市役所2階防災課防災係へ相談のうえ、防災課防災係または、支所2階市民サービス課総務係へ申請してください。

☎☎ 防災課防災係 ☎44-3108 ☎ 市民サービス課総務係 ☎23-9211

## 交差点では 確実に安全確認を しましょう！



5月11日(金)から20日(日)まで春の全国交通安全運動を行います。

市では、交差点での交通事故の防止を重点目標に取り組みしていきます。

- ・交差点では、歩行者もドライバーも確実に安全確認を行いましょう。
- ・「通い慣れた道だから大丈夫！」そんな油断が事故につながります。「オールシートセーフティ作戦」を推進しています。自動車の運転席や助手席だけでなく後部座席もシートベルトを着用しましょう。

☎地域振興課交通防犯係 ☎44-3125